

全国電商連福祉共済制度

本制度の目的

本制度は、全国電商連が会員事業所及び商組事務局の福祉増進を目的に、昭和 50 年 10 月に会員相互扶助の共済として発足しております。

制度の主な特徴

- ・全国電商連福祉共済制度ならではの掛金水準です。
- ・健康状態等の告知によりお申込みいただけ、医師の診査は不要です。
- ・1年ごとに収支計算を行い、剰余金を配当金としてお返しします。

制度のお取扱い

加入日（保障開始日）	10 / 1（=更新日）、1 / 1、4 / 1、7 / 1の年4回です。
加入対象の範囲	組合員およびその従業員ならびに商組事務局職員で、満14歳6ヶ月超～満70歳6ヶ月以下の方がご加入（増口）できます。継続加入は75歳6ヶ月以下の方まで可能です。
保険期間	10月1日から翌年9月30日までの1年間です。以後、毎年10月1日自動更新します。
保障内容（1口あたり）	病気死亡・高度障害 100万円 不慮の事故による死亡・高度障害 200万円 不慮の事故による障害 （第2級～第6級） 70万円～10万円 不慮の事故による入院（1日につき） 1,500円
加入口数限度	1口～最高8口 ただし60歳6ヶ月超の方は6口以上の新規・増額は出来ません（更新は可能です）
掛金	男女別・年齢群団別掛金方式です。毎年10月1日現在の年齢で、1口当り

	<p>の掛金が決まります。</p> <p>※詳細掛金は、パンフレットでご確認ください。</p>
掛金の払込	<p>掛金の払込は、3ヶ月分をまとめてご指定の口座より自動振替いたします。</p> <p>振替日 10/27（10～12月分掛金）</p> <p>1/27（1～3月分掛金）</p> <p>4/27（4～6月分掛金）</p> <p>7/27（7～9月分掛金）</p>
掛金の税務	<p>個人事業主が、従業員の為に、法人が役員・従業員のために負担した掛金は、必要経費・全額損金となります。（役員・従業員の所得税の対象外です）</p>
ご加入・脱退等の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 加入申込</p> <p>所定の「申込書」に必要事項を、記入・捺印いただき各都道府県事務局に提出いただきます。ご希望があれば事務受託の住友生命が保障内容のご説明にお伺いします。</p> <p>・ 脱退手続き</p> <p>ご加入者が、死亡もしくは、退職した場合は、福祉共済制度から脱退となりますので、所定の「脱退通知書」に必要事項を、記入・捺印いただき各都道府県事務局に提出いただきます。</p> <p>・ 変更手続き</p> <p>保険金額及び氏名等の変更がある場合は所定の「申込書」に記入・捺印いただきご提出いただきます。</p>
保険金・給付金の請求手続き	<p>各都道府県商組事務局あてご連絡下さい。必要書類をご送付します。</p>

保障範囲	1口	2口	3口	4口
死亡保険金 高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円
死亡保険金 +災害保険金	200万円	400万円	600万円	800万円
高度障害保険金 +障害給付金				
障害給付金	障害の程度により 10万～70万円	障害の程度により 20万～140万円	障害の程度により 30万～210万円	障害の程度により 40万～280万円
入院給付金	1日に付1,500円	1日に付3,000円	1日に付4,500円	1日に付6,000円

保障範囲	5口	6口	7口	8口
死亡保険金 高度障害保険金	500万円	600万円	700万円	800万円
死亡保険金 +災害保険金	1000万円	1200万円	1400万円	1600万円
高度障害保険金 +障害給付金				
障害給付金	障害の程度により 50万～350万円	障害の程度により 60万～420万円	障害の程度により 70万～490万円	障害の程度により 80万～560万円
入院給付金	1日に付7,500円	1日に付9,000円	1日に付10,500円	1日に付12,000円

Q&A

加入するときに、医師の診査等が必要ですか。	過去の傷病歴、現在の健康状態などを申込書に告知いただくだけで、診査はありません。 ※告知内容によっては、ご加入(増口)いただけない場合があります。
掛金が、引去日に振替えできない時は、どうなりますか。	翌月27日に、改めて自動振替のご案内をします。 ※なお、2ヶ月連続で、振替が出来ない場合は、当制度から脱退となり、保険の

	効力は引去日にさかのぼって失われます。
死亡保障は業務上等の条件がありますか。	業務上・業務外を問わず24時間保障です。 病気死亡に加え不慮の事故では災害保険金が上乗せされます。
給付金の支払いの対象となった場合は、入院1日目からでるのですか。	保険期間中に、5日以上入院したときに、1日目から120日限度で支払われます。

<ご加入にあたっては、パンフレットを必ずご覧下さい>